第百四十期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	六二二、六〇七
固定資産	二、四七八、六九八
有形固定資産	二、〇四九、七五九
無形固定資産	四、七四八
投資その他の資産	四二四、一九一
合計	三、一〇一、三〇五

負債及び純資産の部

流動負債	一、二四八、九三一
固定負債	一、三五八、〇四〇
株主資本	四九四、三三四
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	四四四、三三四
利益準備金	一二、五〇〇
その他利益剰余金	四三一、八三四
（当期純利益）	（一九、六〇七）
合計	三、一〇一、三〇五

平成二十四年六月十八日

愛媛県宇和島市錦町三番二二号

宇和島自動車株式会社

公益信託能登町エンデバーファンド21第十六期決算公告

一、事業概要

平成二十三年度は、「上町青壮年団」他計二グループに対し、計八十万円の助成金を交付した。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産の部　四五、二九四、三三七円

負債の部　〇円

正味信託財産　四五、二九四、三三七円

平成二十四年六月十八日

東京都中央区京橋三丁目八番一号

公益信託能登町エンデバーファンド21

受託者　株式会社しんきん信託銀行

配当公告

愛知県岡崎市小呂町字六丁目七番地一

破産者　立峯株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十一年（フ）第七五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五三二、九五三、三二二円

一、配当することのできる金額

金二六、八〇四、一三六円

平成二十四年六月十八日

愛知県岡崎市竜美北一丁目三番地三三

破産管財人　倉内　充雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市梅ヶ枝町二九番地、最後の住所北海道小樽市梅ヶ枝町一二番五号

被相続人　亡　佐藤　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

事務所札幌市中央区南一条西一一丁目一

コンチネンタルビル９Ｆ　末長法律事務所

相続財産管理人　弁護士　末長　宏章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市一迫片子沢上権平二〇番地二三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　千葉　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目四番二二号二階　築館法律事務所

相続財産管理人　弁護士　庄司　智弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市天王字羽立一八四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安田　慶悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

秋田県秋田市中通三丁目二番四四号河北ビル五階

相続財産管理人　弁護士　内藤　徹

平成二十四年六月十八日

本籍栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢二〇二番地、最後の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢三〇四番地二

被相続人　亡　齋藤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区江東橋四丁目二番地、最後の住所千葉県千葉市中央区出洲港七番三七号サンクタス千葉シーサイドアベニュー一〇三号

被相続人　亡　岡田　一利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県和光市白子三丁目四四〇番地、最後の住所埼玉県和光市白子三丁目一六番一号

被相続人　亡　中村有喜安

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

東京都板橋区徳丸四丁目一三番二六号

相続財産管理人　樽見　俊明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市金木町喜良市坂本三三番地、最後の住所青森県南津軽郡田舎館村大字和泉字岡本二七番地六

被相続人　亡　中村　勝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館八階長尾敏成法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松岡　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市大井町二四六番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**楽**原　敏晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

岐阜県多治見市上野町四丁目四五番地

相続財産管理人　弁護士　美和　勇夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市戸崎町字屋敷九一番地、最後の住所愛知県岡崎市上地二丁目二番地二

被相続人　亡　小池　弘人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

愛知県豊橋市中柴町七四番地丸美ロイヤルマンション中柴二階

相続財産管理人　弁護士　小林　大悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市大黒田町三四九番地一、最後の住所三重県松阪市垣鼻町七二七番地八

被相続人　亡　小島　勝博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

三重県松阪市飯南町粥見四四六八番地二、事務所三重県松阪市下村町九八四番地三フォンテーヌ二〇一号

相続財産管理人　竹田　豊